



[裏面]

真庭市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（抜粋）

（平成17年真庭市条例第141号）

（医療費の範囲）

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等（条例を含む。）の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に、相当する額を控除する。）から一部負担金（総医療費の100分の10に相当する額（受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額））を控除した額とする。

（損害賠償金との調整）

第14条 市長は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じた場合であって、受給資格者がその疾病又は負傷に関し損害の賠償を受けたときは、その金額の限度において医療費を支給しない。